

令和元年度 老人クラブ活性化支援・奨励メニュー事業助成要綱

1. 趣 旨

市町村老人クラブ連合会（以下、「市町村老連」という。）において創意工夫を凝らした様々な取り組みを行っているものの、老人クラブ会員やクラブ数の減少に歯止めが掛らない状況に置かれています。

そこで、この事業は本連合会の当年度事業計画に掲げている3つの最重点推進事項と4つの重点推進事項の着実な推進を図るため「福祉基金預金」の一部を活用し、市町村老連の老人クラブ活性化の取り組みと会員増強運動に財源の助成を行い支援します。

2. 事業実施者

一般財団法人 北海道老人クラブ連合会

3. 事業実施期間

平成31年4月1日～令和2年2月末日

※北海道老人クラブ「3万人会員増強運動」の実施期間である平成30年度と最終年度の令和元年度の2年間のモデル事業です。

4. 助成対象者

市町村老連 20か所以内

5. 助成金額

1市町村老連 5万円以内

6. 助成対象事業

市町村老連が単位老人クラブと連携し取り組む事業で、次の事項の推進・促進に資する普及・啓発キャンペーンの実施、リーダー養成セミナーの開催、スポーツ・レクリエーション講習会の実施などの事業（1以上の事項を選択し実施）。ただし、市町村老連が全く事業に関与せずに単位クラブに全額助成する事業は除きます。

- (1) 北海道老人クラブ「3万人会員増強運動」の強化推進
- (2) 市町村老連退会・休会単位クラブへの復帰要請活動の推進
- (3) 若手委員会・女性委員会の組織強化
- (4) 健康づくり・介護予防活動の推進
- (5) 高齢消費者被害防止見守りサポーター養成事業の実施
- (6) 認知症高齢者の見守りなどの支援
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業への積極的な参画
- (8) その他本連合会会長が特に必要と認めた事業

7. 助成対象経費

次に該当する経費に助成します。

- (1) 会場使用料（光熱水費、設備使用料等を含む。）
- (2) 講師・指導者への謝礼及び旅費交通費（弁当代を含む。）
- (3) 会議・講習会等要覧の作成費、資料印刷代

- (4) アンケート等用紙の作成費、通信運搬費
- (5) キャンペーン用普及・啓発資材（立て看板・懸垂幕・横断幕等の作成費を含む。）の購入費
- (6) スポーツ・レクリエーション講習会教材費（器具・機材の購入費を含む。）
- (7) 大会等開催に伴う賞状・参加賞・賞品代（新規に大会等を開催した場合に限ります。）
- (8) その他役員等打合せ費用（飲食費を含む。ただし、参加者の飲食費は除きます。）

8. 申請書の提出

助成を希望する市町村老連は、別添申請様式により、4月20日から6月28日までに申請してください。（助成対象市町村老連が20か所に達した場合は、その時点で締切りとします。）

なお、本事業は、2か年間で多くの市町村老連で活用していただくこととしていきますので、平成30年度に助成対象となった市町村老連は今年度の対象としませんが、6月末日において、助成対象市町村老連が20か所に達しない場合、平成30年度助成対象市町村老連であっても対象とすることとしますので、この場合については、7月1日から申請を受付けますので、ご留意願います。

9. 助成金の決定と交付

- (1) 助成金の決定は、申請書受付後速やかに審査し順に決定を行う予定です。
- (2) 助成金は報告書を受領後、速やかに助成額を確定し、指定された口座に振り込みします。

10. 報告書の提出

別添報告書様式により、事業に用いた経費の領収書（コピー可）、資料及び写真（データでも可）等を添付のうえ、遅くとも令和2年3月10日までに本連合会事務局に報告してください。

11. 留意事項

- (1) 市町村老連がこの事業の助成を受け事業を実施するに当たっては、本連合会の事業計画を十分に参酌した実施計画を立て行うこと。
- (2) 実施事業は、単に普及・啓発資材や運動器具等の購入に終わらせることなく、それらを用いたキャンペーン、セミナー及び講習会等の実施などを行い、事業の成果を上げるように努めること。
- (3) 上記(1)及び(2)の事項が不十分と認められるときは、助成対象事業にはなりませんのでご注意ください。

12. 申請先及び報告先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道社会福祉総合センター（かでの2.7）4階
一般財団法人 北海道老人クラブ連合会
Tel (011)271-6264 FAX (011)271-4260
E-mail club@dourouren.or.jp